

時事新報定例
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送
送料廣告料ハ左ノ如シ

Table with exchange rates for various currencies and commodities, including gold, silver, and various types of rice and oil.

時事新報

外國貿易

國を以て以來既に三十年なり其間海外の貿易年を逐よ
て逐んたりし誠ニ我輩の悦ぶ所にして特に昨明治二
十年度の輸出入は外國交通の開けてより未曾有の高額
に達したるものとす即ち其輸出品價再輸入を差引て純
計五千一百四十一萬九千六百七十八圓(銀圓)よれば對
する輸入品價の同く再輸出と差引し純計四千三百八十
萬零千八百三十六圓の大額にして輸出は一昨十九年
度より多きと三百四十八萬四千六百十六圓之を比較す
るに昨年は一昨年に對して七分二厘の進歩なれども輸
入の増加に至りては其勢ひこれより熾んにして其額の
一昨年に勝ると一千二百五十六萬二千九百二十七圓増
加の割合四割零二厘なり然れども爰に外國貿易の調査
に關して平生我輩の困難を感ずるは關稅局の計算に
輸出品價は専ら銀圓を以て本位と爲すに拘はらず輸
入品價は之に反し金銀貨を混同して其間に等差を立て
ざるより唯單に輸出入の差のを見て容易に其年度貿
易の實況を推す能はざるの一事是なり例へば一昨年の
輸出品も數に於ては差引勘定輸入の額に勝ると一千六
百餘萬圓なれども金銀に差を立てず計算すれば更に一
千一百餘萬圓と爲るの事實は貿易年表と聞きたる人の
知る所なるが如く昨年度は海外貿易も金銀の平均相場
二割九分七厘の差を立てず算用すれば輸入の元價更に
五千一百一十一萬九千四百五十五圓に上る可なり割合にして
一切貨物の勘定にすれば輸出入品の總元價一億零二百
五十三萬九千九百三十三圓に當る者なり兎に角に海外貿
易の價格年一億餘萬圓に達したるは昨年實に其際失に
して特に一昨年の貿易額に再輸出品價の價格をも込め
て計算したる者なりしに昨年の表に於ては一切之を扣
除して専ら純輸出を掲げたれば次第なれども若し更
に之に再輸入品の價格と併せたりば昨年貿易の全額に更
に其上に昇るの計算なるや况や之を得ざるなど其
他尙や統計の詳密なるを知らんとならば去月十三日の
時事新報に登載しある大藏省關稅局調査の貿易年表を
見る可し昨年度貿易の景況は之を就て思ひ必ず半ばに
過ぎん

より商況の衰退次第に甚しく外國貨物の需要年々
に減縮されこれと同時に内地の物價も下落したるが爲め商
品の輸出を更に促し、出る者倍々増して入る者の隔々
減たたるは一昨年までの景況ありし然れども凡そ經濟
の法に於て供給盡る時は需要を促すは自然の働きなる
が故よ昨年輸入額の斯く著しく増進して出入殆ん其
標準を復するに至りざるは要不可免の次第に非ず蓋し
輸入品價中の幾部分は鐵道積積其他昨年來東西各所に
起る諸會社器械材料買入の費用に屬するもあらん
亦れども其大半の金巾更紗衣服酒類雜貨諸般の貨物に
於て著しく輸入を促したるに因る者なる可し今試に昨
年一昨年兩季末の貿易月表に付て各其趣を推察する
に

Table comparing trade statistics for 1919 (1919年六月) and 1920 (20年六月), showing increases in various categories like clothing, gold, and silver.

右は僅々二箇月間の比較にして年度貿易の統計とは多
少の相違もあらんなれども昨年輸入額の増加したるは
鐵道積積等臨時の事業より全體に内地の景氣恢復し
隨て外品の需要を促したる者主重の原因なるに相違は
可し追て我輩は昨年度貿易年表の出來次第輸入増加
の原因を詳にするの機を待つ者なり

我輩が昨年度の貿易概表に付て偏に著目したる者の銀
貨運出の問題なり今其表に據るに昨年中の輸出入銀貨
は一千一百零三萬五千四百八十七圓にて之に對するの
輸入は八百八十七萬一千二百六十六圓なるが故に差引
計算せれば正貨の純輸出正に二百六十六萬餘圓に當るの
割合なれども輸入正貨には金多きが故に之を銀圓の
價格に引直せば純輸出の額著しく減少して僅々五萬七
千餘圓に過ぎざる者なりどう云へば果して此統計の如
くならば方今世上の問題たる銀貨運出の件の如きは毫
頭掛念に足らざるの次第なれども然れども稅關の登記
に上らずして外國に出去るの正金貨幣は凡と幾何ある
可や兵器船艦其他陸海軍事に要する物品の支拂より
外國公債元利の償還其外政府内部の費目にして其
事の機密に涉る者もあらんれば唯單に貿易統計の表
に於て銀貨運出の額を徵々たる者ならんとして度外に
放棄するは我輩の取らざる所なり且つ輸出輸入に超過
すれば正貨外より來て其不足を填むるは經濟の法則な
るに昨年の景況一方に輸出の超過を顯はしなから一方
に又正貨の外出するは必ず理由なくんばあらざるに關
して聊か鄙見の次第あれども本論は唯外國貿易の總況
と詳したるまでにして今日爰に其事を論ずるの違なけ
れば姑らく之を他日に譲る

官報

內務省令第二號
米國ニ於テ發行スル新日本ト題スル新聞紙ハ治安ニ妨
害アルモノト認ムルヲ以テ新聞紙條例第二十一條ニ據
リ自今内國ニ於テ發賣頒布ヲ禁止シ其新聞紙ヲ差押フ
ヘシ

農商務省告示第一號
明治二十年當省告示第十號東京農林學校々則第二十八
條ニ依リ高等中學校豫科又ハ尋常中學校卒業證書ヲ有
スル者ハ該校豫科第三年級ニ尋常中學校第二級以上
ニ進級シタル證明書ヲ有スル者ハ同則第二十九條ニ依
リ該校第一級ニ試驗ヲ要セス直ニ入ルヲ許スヘキノ
處當分ノ内英語學ノ一科ハ之ヲ試驗スルコトト定ム
但此場合ニ於テハ受驗料ヲ徵スルノ限ニテアラズ

在外公使謁見
戶田、田中兩全權公使が其任國皇帝
に謁見して國書を捧呈せしこと其節の電報に據るに
謁見せしが戶田公使が澳國皇帝の言上は左の如し
謹ニ陛下ニ奏ス、臣カ君主日本皇帝陛下臣チテ
テ陛下ニ謁見セシムルニ茲ニ謹ニ先任侯爵西園
寺公使解任狀及臣ノ任命狀ヲ陛下ニ捧呈シ臣カ君主
ノ恒ニ陛下ニ懷カセ給フ友愛ノ衷情ヲ陛下ニ陳述セ
シムルノ榮幸ヲ與ヘタリ

澳國皇帝は右の言上に對して左の勅答ありたり
朕ノ恒ニ敬愛スル日本皇帝陛下カ朕ノ特命全權公使
ニ任シ朕ノ澳地利國ノ利益ヲ維護シ友愛ノ意ヲ傳
ヘラレタルハ朕ノ洵ニ感喜スル所ナリ澳地利國ノ利益
固親密ナルニキハ朕ノ確信スル所ナリ今後朕カ朕ニ
陳述スル所ノモノハ朕喜ヒテ之ヲ聽納スヘシ

又田中公使は西班牙國攝政皇后へ左の通言上せり
攝政皇后陛下、謹ニ我至尊ナル君主ノ御書二通ヲ
捧呈スルノ榮幸ヲ有ス一ハ蜂須賀茂韶ノ使命ヲ解カ
ル、モノニシテ他ノ一ハ臣チ陛下ノ廷ニ欽差セルム
ルコトヲ告グルモノナリ

小野書記官

小野書記官
非職を命せら
會根大尉
海軍部編纂課
旨仰付られた

和泉橋の醫
醫科大學
院の方は所謂
成生徒の爲め
四年間にして
れば學術上破
なれども別科
るより別に難
時間には醫術
るは餘裕あり
分か醫術の經
する事なれば
者に接する場
我國に於て一
して一方には
知らず寒村僻
きを感ずるの
も既に醫科大
年の卒業期を
は第二院の方
從事するや或
議中なりと云

大坂電燈會
介氏は近日下
は同人社の
今同社發起人
極め居れば最
て其内當分南
置する見込に
員ヲ撰舉する
●煉瓦製造
瓦の需用高日
は都合十五六
萬個計りなる
る景況れば
きを勉め各所
きハ昨年八月
ハ四萬個内外
外に西洋流の
同機械二臺を
は二臺にて一
薪を以て燒立
る管なりと云

東洋英和學
其採用を
に配給せしが
満足せしめら

英國憲法史

英國ノ一氏原書
日本湯田乘仁兩君合譯

志願者へ廣告

廣告致候本校商業部志願者入學試驗來月十三日

地面

地面
築地
築地